

平成23年度会計

定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成24年11月

島根県監査委員

監 第 1 3 6 号

平成24年11月 1日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事
島根県教育委員会委員長
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 田中八洲男

島根県監査委員 石原真一

島根県監査委員 法正良一

島根県監査委員 山川博司

平成23年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成23年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成25年9月末日までに行ってください。

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要	1
1 監査の対象事務	1
2 監査実施機関及び方法	1
3 監査実施期日	1
第2 監査の結果	2
1 監査結果	2
(1) 総括	2
(2) 重点的監査事項	2
(3) 指摘・指示事項	2
(4) 公表	3
2 指摘事項	4
(1) 収入関係事務	4
(2) 支出関係事務	4
3 指示事項の主なもの	7
(1) 収入関係事務	7
(2) 支出関係事務	7
(3) 契約関係事務	7
(4) 財産関係事務	7
(別紙1) 平成23年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)	8
(別紙2) // (地方機関:実地監査)	9
(別紙3) // (地方機関:書面監査)	10

意見

第1 本年度の意見	11
1 定期監査の結果に関する意見	11
(1) 支出負担行為の出納機関への事前協議及び確認について	11
(2) 旅費事務の集中化に伴う事務処理について	11
(3) ETCカードについて	12

(4) 児童措置費負担金について	12
2 組織及び運営の合理化に資するための意見	13
(1) 委員謝金の適切な執行について	13
(2) 契約書等の標準書式の改正等について	13
(3) 県公有財産の管理について	14
(4) 会計事務の適正な執行について	14
第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価	16

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成23年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

なお、定期監査の実施にあたっては、重点的監査事項として、次の項目について特に留意して監査を実施した。

- ① 「延滞金」等の発生状況について
- ② 行政財産の目的外使用の状況について

2 監査実施機関及び方法

本庁等については全79機関を实地監査した。また、地方機関については66機関を实地監査し、56機関は書面監査した。

实地監査は監査資料等及び職員監査をもとに事務処理の実態を調査し、機関の長から状況聴取を行った。

書面監査は、監査資料等により事務処理の状況を調査し、必要に応じて説明を求めた。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	
		实地監査	書面監査
本 庁 等	79	79	—
地 方 機 関	147	66	56
計	226	145	56

3 監査実施期日

本 庁 等 平成24年7月18日から8月23日まで(別紙1 8ページのとおり)

地 方 機 関 平成24年1月13日から2月13日まで及び

平成24年5月24日から7月19日まで(別紙2, 3 9, 10ページのとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、重点的監査事項に係る監査結果及び意見、並びに今回是正、改善を要するものとして指摘、指示した事項等については次のとおりである。

(2) 重点的監査事項

重点的監査事項に係る監査の結果及び意見は次のとおりである。

① 「延滞金」等の発生状況について

延滞金の発生や延滞利息等についても事例がないかどうか、また、仮に延滞金が発生した場合にその支払い事務が適切に実施されているかについて確認した。

その結果、一部の機関において、入力の手違いや正当債権者の誤りなどにより延滞利息が発生したもの等が見受けられたほか、電気料金の支払遅延に伴う遅取料金を支払ったものが見受けられた。

については、延滞金等の不必要な支払が発生しないよう、適切な時期の支払に十分注意するとともに、正当債権者の確認や正当支出額について十分な点検・確認が行えるよう内部チェック機能の強化を図られたい。

② 行政財産の目的外使用の状況について

行政財産の目的外使用について、使用料減免や経費徴収の取り扱いが所定の基準に基づいて適切に執行されているかを確認した結果、おおむね適正に執行されていた。

(3) 指摘・指示事項

指摘事項は収入関係及び支出関係において9件であった。

指示事項は収入関係、支出関係、契約関係及び財産関係において263件であった。

(単位：件)

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	合 計
指 摘	—	2	7	—	—	—	9
指 示	—	43	121	52	—	47	263
合 計	—	45	128	52	—	47	272

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘、指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 調定すべきものが調定されていないもの

児童福祉施設に措置した場合に扶養義務者から徴収する児童措置費負担金については、収入等の調査をもとに負担金額を決定し、調定の上徴収しなければならないにもかかわらず、2児童福祉施設に措置した児童5名分（扶養義務者3名）の負担金額が未決定で、調定されていなかった。

（益田児童相談所）

② 領収証書を発行していないもの

現金をもって納付を受けたときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならないとされているが、ヒラメ種苗売り払い代金について、領収証書が交付されていなかった。

（水産技術センター）

(2) 支出関係事務

① 執行伺いのないもの

屋内運動場建築追加工事及び特別教室棟建築追加工事について、執行伺いは起案されていたが、決裁がないまま執行されていた。

（松江養護学校）

② 支払の時期が遅延し、延滞利息等が発生したもの

ア 恩給受給者が死亡したことにより、その配偶者に支払うこととなった扶助料について、誤った金額を支払ったため、正当金額の支払いが遅れ、延滞利息が発生していた。

支払不足額： 337,000円（33,700円×10回）

誤支払期間： 平成20年12月5日～平成23年4月5日（4半期ごと10回）

不足額・利息の支払日： 平成23年7月1日

延滞利息： 16,500円

（人事課）

イ 弁護士謝金について、誤って同姓同名の別人の口座に振込んだため、正当債権者への支払いが遅延し、延滞利息が発生していた。

○弁護士謝金（消費者相談業務）： 22,500円

当初の支払日： 平成23年1月10日

正当債権者への支払日： 平成24年3月22日

延滞利息： 800円

○弁護士謝金（多重債務対策特別無料相談）： 13,500円

当初の支払日： 平成23年2月20日

正当債権者への支払日： 平成24年3月22日

延滞利息： 400円

(環境生活総務課)

ウ ADSL 回線利用料（平成23年11月利用分）について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。

回線利用料： 4,955円

支払期限： 平成24年1月4日

支払日： 平成24年1月24日

延滞利息： 39円

(地域福祉課)

エ 中山間地域等直接支払制度第3期対策2年目協定アンケートに係る後納郵便料金（1月分）について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。

後納郵便料金： 28,025円

支払期限： 平成24年2月29日

支払日： 平成24年3月19日

延滞利息： 200円

(農業経営課)

オ 糶摺り機購入代金の支払いが遅延したため、延滞利息が発生していた。

購入代金： 397,000円

納期限（決済日）： 平成23年6月28日

支払日： 平成23年10月27日

延滞利息： 6,001円

(中山間地域研究センター)

カ 職員の年末調整における住宅借入金等特別控除額の算定を誤ったため、徴収不足税額に係る延滞税及び不納付加算税が発生していた。

○平成21年分

不足税額： 72,400円

納期限： 平成22年1月12日

納付日： 平成24年1月20日

延滞税： 3,200円

不納付加算税： 7,000円

○平成22年分

不足税額： 70,000円
納期限： 平成23年1月11日
納付日： 平成24年1月20日
延滞税： 3,000円
不納付加算税： 7,000円

(中央病院)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 調定事務

使用料等の収入手続について、調定を遅れてしているものがあった。

② 収納事務

使用料、負担金等の収入について、納入期限までに収入されていないものがあった。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

ア 契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているものが多数あった。

イ 重要な支出について出納機関に対する事前協議がされていないものがあった。

② 支出事務

ア 電気料金の支払いが遅延し、遅取料金を支払っているものがあった。

イ 旅費の支払において、実際にかかった額と異なった金額を支出しているものや正当な理由がないにもかかわらず、支給上限額を超えて支出しているものがあった。

③ 支出の諸帳簿

資金前渡整理簿に記載されていないもの、記載内容が誤っているものがあった。

(3) 契約関係事務

① 契約事務

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、暴力団排除）が記載されていないものや、履行遅滞等の内容を誤って記載されているものがあった。

(4) 財産関係事務

① 物品の引継ぎ

物品管理者が異動した際には、物品引継書により物品の引継ぎをしなければならないにもかかわらず、物品引継書が作成されていないものがあった。

平成23年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日	
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成24年8月22日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成24年8月22日	
	秘書課	平成24年8月22日		観光振興課	平成24年8月7日	
	広聴広報課	平成24年8月22日		しまねブランド推進課	平成24年8月9日	
	統計調査課	平成24年8月8日		産業振興課	平成24年8月9日	
総務部 (9)	総務課	平成24年8月2日		企業立地課	平成24年8月21日	
	人事課	平成24年8月23日		中小企業課	平成24年8月21日	
	財政課	平成24年8月22日		雇用政策課	平成24年8月22日	
	税務課	平成24年8月2日		土木部 (13)	土木総務課	平成24年8月21日
	管財課	平成24年8月1日			技術管理課	平成24年7月26日
	営繕課	平成24年8月1日			用地対策課	平成24年7月25日
	消防防災課	平成24年7月31日			道路維持課	平成24年7月25日
	原子力安全対策課	平成24年7月31日			道路建設課	平成24年7月25日
	総務事務センター	平成24年8月2日			高速道路推進課	平成24年7月25日
	地域振興部 (5)	地域政策課	平成24年8月22日		河川課	平成24年7月26日
市町村課		平成24年8月9日	斐伊川神戸川対策課		平成24年7月26日	
情報政策課		平成24年8月9日	港湾空港課		平成24年8月2日	
交通対策課		平成24年8月21日	砂防課		平成24年8月1日	
土地資源対策課		平成24年8月22日	都市計画課		平成24年8月1日	
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成24年8月23日	下水道推進課		平成24年7月31日	
	人権同和対策課	平成24年8月2日	建築住宅課		平成24年8月7日	
	文化国際課	平成24年8月8日	出納局	平成24年8月9日		
	自然環境課	平成24年8月9日	企業局	平成24年7月18日		
	環境政策課	平成24年8月21日	議事事務局	平成24年8月23日		
健康福祉部 (8)	廃棄物対策課	平成24年8月21日	教育委員会 (10)	教育庁総務課	平成24年8月7日	
	健康福祉総務課	平成24年8月8日		教育施設課	平成24年7月25日	
	地域福祉課	平成24年7月31日		高校教育課	平成24年7月26日	
	医療政策課	平成24年7月31日		特別支援教育室	平成24年7月26日	
	健康推進課	平成24年7月31日		義務教育課	平成24年7月26日	
	高齢者福祉課	平成24年7月31日		保健体育課	平成24年8月7日	
	青少年家庭課	平成24年8月8日		社会教育課	平成24年8月1日	
	障がい福祉課	平成24年8月8日		人権同和教育課	平成24年8月2日	
農林水産部 (10)	薬事衛生課	平成24年8月7日	文化財課	平成24年8月7日		
	農林水産総務課	平成24年8月8日	福利課	平成24年8月7日		
	農業経営課	平成24年7月25日	公安委員会	警察本部	平成24年8月23日	
	農畜産振興課	平成24年7月25日	人事委員会事務局	平成24年8月23日		
	食料安全推進課	平成24年7月25日	監査委員事務局	平成24年8月21日		
	農村整備課	平成24年8月2日	労働委員会事務局	平成24年8月8日		
	農地整備課	平成24年8月2日				
	林業課	平成24年8月1日				
	森林整備課	平成24年8月1日				
水産課	平成24年8月8日					
	漁港漁場整備課	平成24年8月8日	合計	79機関		

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

平成23年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関：実地監査）

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (9)	隠岐支庁隠岐保健所	平成24年1月17日	企業局 (2)	東部事務所	平成24年7月18日
	隠岐支庁農林局	平成24年5月31日		西部事務所	平成24年7月18日
	隠岐支庁県土整備局	平成24年1月17日	病院局 (2)	中央病院	平成24年7月19日
	東部県民センター	平成24年6月6日		こころの医療センター	平成24年7月19日
	西部県民センター	平成24年6月8日	教育委員会 (19)	出雲教育事務所	平成24年1月26日
	西部県民センター益田事務所	平成24年6月7日		島根県教育センター	平成24年6月6日
	自治研修所	平成24年1月26日		図書館	平成24年6月1日
	消防学校	平成24年5月24日		埋蔵文化財調査センター	平成24年5月24日
	公文書センター	平成24年6月6日		古代出雲歴史博物館	平成24年6月1日
地域振興部	中山間地域研究センター	平成24年6月5日		安来高等学校	平成24年1月18日
環境生活部	芸術文化センター	平成24年5月29日		松江南高等学校	平成24年1月24日
健康福祉部 (8)	松江保健所	平成24年1月26日		松江東高等学校	平成24年5月29日
	雲南保健所	平成24年6月5日		松江工業高等学校	平成24年5月29日
	県央保健所	平成24年5月30日	松江商業高等学校	平成24年1月18日	
	益田保健所	平成24年1月18日	横田高等学校	平成24年1月19日	
	保健環境科学研究所	平成24年5月31日	出雲高等学校	平成24年1月25日	
	中央児童相談所	平成24年1月24日	大社高等学校	平成24年1月25日	
	益田児童相談所	平成24年5月29日	漣摩高等学校	平成24年6月5日	
	わかたけ学園	平成24年6月5日	浜田商業高等学校	平成24年1月24日	
農林水産部 (9)	東部農林振興センター雲南事務所	平成24年1月19日	公安委員会 (4)	松江警察署	平成24年5月31日
	東部農林振興センター出雲事務所	平成24年6月7日		出雲警察署	平成24年1月25日
	西部農林振興センター県央事務所	平成24年1月25日		江津警察署	平成24年5月30日
	西部農林振興センター県央事務所 農業普及部大田支所	平成24年5月30日		浜田警察署	平成24年1月24日
	農業技術センター	平成24年1月26日			
	畜産技術センター	平成24年6月5日			
	畜産技術センターしまね和牛 改良グループ	平成24年6月5日			
	松江水産事務所	平成24年1月26日			
	水産技術センター	平成24年5月30日			
商工労働部 (4)	広島事務所	平成24年1月17日			
	産業技術センター	平成24年1月25日			
	東部高等技術校	平成24年1月25日			
	西部高等技術校	平成24年6月8日			
土木部 (7)	松江県土整備事務所	平成24年1月24日			
	出雲県土整備事務所	平成24年6月7日			
	浜田県土整備事務所	平成24年1月24日			
	益田県土整備事務所	平成24年6月7日			
	高規格道路事務所	平成24年5月31日			
	出雲空港管理事務所	平成24年1月26日			
	宍道湖流域下水道管理事務所	平成24年1月18日			
			合 計	66機関	

(注) 実地監査は毎年実施することを原則としているが、組織の規模等により毎年、隔年、または3年に1回の間隔で実施

平成23年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関：書面監査）

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日	
総務部 (4)	東京事務所	平成24年1月13日 ～2月13日	公安委員会 (6)	吉賀高等学校	平成24年1月13日 ～2月13日	
	隠岐支庁県民局			津和野高等学校		
	東部県民センター雲南事務所			隠岐高等学校		
	西部県民センター県央事務所			隠岐島前高等学校		
環境生活部	美術館			松江清心養護学校		
健康福祉部 (4)	浜田保健所			松江ろう学校		
	出雲児童相談所			出雲養護学校		
	心と体の相談センター			益田養護学校		
	食肉衛生検査所			隠岐養護学校		
農林水産部 (8)	東部農林振興センター 松江農業普及部安来支所			松江清心養護学校		
	東部農林振興センター 松江家畜衛生部			江津清和養護学校		
	東部農林振興センター 中海干拓営農部			松江緑が丘養護学校		
	東部農林振興センター 出雲家畜衛生部		雲南警察署			
	西部農林振興センター 江津家畜衛生部		川本警察署			
	西部農林振興センター 益田事務所		益田警察署			
	浜田水産事務所		津和野警察署			
	水産技術センター 内水面浅海部		隠岐の島警察署			
	商工労働部		大阪事務所	浦郷警察署		
	教育委員会 (32)		浜田教育事務所	平成24年1月13日 ～2月13日		合計
益田教育事務所						
隠岐教育事務所						
東部社会教育研修センター						
西部社会教育研修センター						
青少年の家						
少年自然の家						
松江北高等学校						
大東高等学校						
飯南高等学校						
平田高等学校						
出雲工業高等学校						
出雲商業高等学校						
大田高等学校						
島根中央高等学校						
矢上高等学校						
江津工業高等学校						
浜田高等学校						
浜田水産高等学校						
益田翔陽高等学校						

(注) 書面監査は23年度に実地監査を実施しない機関について実施

意見

第1 本年度の意見

1 定期監査の結果に関する意見

(1) 支出負担行為の出納機関への事前協議及び確認について（総務事務センター、出納局）

支出負担行為の出納機関への事前協議は、会計規則第8条の規定により重要な支出案件について、適正な会計処理に万全を期すため、出納機関が事前に内容を了知するために設けられているものである。

しかしながら、出納機関への事前協議が必要な支出負担行為でありながら事前協議がなされていないものが見受けられた。

また、支出負担行為の確認は、支出審査の徹底を期するため、会計規則第32条により、支出負担行為担当者が支出負担行為をしたときは、速やかに、支出負担行為票により出納機関の確認を受けなければならないと規定されている。

しかし、支出負担行為の日から支出負担行為票による出納機関の確認までの期間が3ヶ月以上にわたるものが、多数見受けられている。

については、毎年度相当数見受けられるこうした事案の発生要因の調査分析や、会計担当職員等に制度、手続の周知、指導を行い支出負担行為の事前協議、確認手続を徹底されたい。

(2) 旅費事務の集中化に伴う事務処理について（人事課、総務事務センター、出納局）

本県では、業務の効率化を目的として「内部管理事務改革基本計画」に基づき、平成23年10月から一部事務の集中化・一元管理を段階的に開始し、本庁及び地方機関の支払事務について、総務事務センターにおいて集中処理が行われている。

旅費事務については、平成24年1月から旅費事務システムを導入し、各所属において職員が旅行経路や旅費計算、請求・精算額等を直接入力することとしている。

また、旅行命令決裁者には旅行報告の確認や領収書等により旅費の精算確認をすることとされている。

しかし、今回の定期監査では、旅行命令決裁者の領収書による金額の確認が不十分のため支払額を誤った事例等が見受けられた。

また、同システム導入時には、事前説明会や研修は行われているが、所属におい

ては、旅費制度の知識・理解が不十分な状況も見受けられた。

については、旅費事務が迅速かつ適正に行えるよう各所属の実態に応じた研修・指導を充実・強化されたい。

(3) ETCカードについて（出納局）

有料道路自動料金収受システム（ETC システム）の普及が進み、ETC カードを備えている所属が増えている。

しかし、ETC カードによる支払をする場合には、タクシー使用の場合と同様に、使用実績が確認できる ETC カードの使用簿等を備えておくことが適切であるが、使用簿を備えている所属と備えていない所属があった。

ETC カードの管理や使用簿については、会計規則に規定はなく、取扱い通知も出されていない。

については、ETC カードについて、適正な管理や使用するための関係規程等の整備をされたい。

(4) 児童措置費負担金について（青少年家庭課、障がい福祉課）

児童相談所は、児童福祉施設に入所措置等した場合には、児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則により、扶養義務者から徴収する児童措置費負担金の額を決定し、扶養義務者に対して通知することとされている。

しかしながら、負担金の額の決定がなされていないという事案が見受けられた。

については、各児童相談所へ事務処理手続の周知徹底を図り、適切な費用徴収事務の執行に努められたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 委員謝金の適切な執行について（障がい福祉課）

要綱により設置された、保健所の精神障がい者社会適応訓練運営協議会における委員への謝金については、予算措置がされているにもかかわらず、各保健所によって異なった取り扱いが見受けられたところである。

については、委員謝金の執行について統一的な取扱をされたい。

(2) 契約書等の標準書式の改正等について（出納局）

① 履行遅滞条項について

契約書等の標準書式において、遅延賠償金や遅延利息の率は具体的な率が記載されている。その率は政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく財務省告示で指定されている率が用いられており、近年たびたび改正されている状況にある。

このため、長期継続契約に係る契約書に記載されている遅延賠償金及び遅延利息の率について、当該率の改正があつたにもかかわらず、変更契約が締結されていない事例や単年度の契約においても誤った率を契約書に記載して契約を締結している事例が見受けられた。

については、適正な率が確実に適用されるように、例えば「ただし政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率により支払わなければならない」のような条文を標準書式に設けるなどの検討をされたい。

② 標準書式の改正及び周知について

平成23年4月の島根県暴力団排除条例の施行を受けて、平成23年9月20日付け審第226号で、契約書等の標準書式の一部が改正され、暴力団排除規定が新設がされた。

しかしながら、改正された9月以降の契約においても、当該条項が記載されていない事例が多く見受けられた。

については、各所属における契約書等は、標準書式に準拠して作成することとされていることから、必要な条項の改正を速やかに行い、その周知についても徹底を図られたい。

③受注者の協力条項等について

物品納入に係る会計処理については、平成21年度の業務点検委員会における実態調査等を踏まえて、物品購入に際しての納品書の徴取、收受印の押印や納入検査確認の徹底など、適正な会計処理の確保に向けた取り組みが図られてきたところである。

この実態調査においては、納入業者データとの突合等も行われ、平成22年度の定期監査においても、必要に応じて業者台帳等による確認を求めてきたところである。

については、必要な調査・確認を円滑に行い、相互けん制機能の強化を図るため、検査・監査に対する受注者の協力等を契約条件に盛り込むなど、契約・会計事務の一層の適正化に資する措置等について検討されたい。

(3) 県公有財産の管理について（管財課、斐伊川神戸川対策課）

神戸川工業用水道事業の一般会計移管に関する協定書（平成24年3月16日付け）により、企業局から移管資産としてダム使用权が、土木部斐伊川神戸川対策課へ引き継がれた。

このダム使用权は、特定多目的ダム法第15条第1項の規定により設定された志津見ダムの流水の貯留を確保する権利であり、同法第20条で物権とみなされている。また、他県では地方自治法238条1項第4号に規定する「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」として、財産管理しているものも見受けられる。

については、公有財産として適切な管理を行うために、台帳記載など必要とされる財産管理手続を行われたい。

(4) 会計事務の適正な執行について（各執行機関、出納局）

定期監査において、収入・支出、契約、財産管理それぞれの基本的な会計事務について不適正あるいは不適切な執行が見受けられた。

また、不動産取得税の不適正事務や県営住宅の家賃算定、港湾及び漁港施設等の使用料の算定等にかかる不適切事務、さらに建築士等への支払いに対する源泉徴収漏れなど不適切な事務処理事案の判明が相次ぎ、その都度業務点検委員会が立ち上げられ、原因分析、今後に向けた予防・改善措置等がとられてきている。

一方で、支出に係る経理事務、旅費事務等について、順次、総務事務センターへの集中処理化、あるいは本庁審査指導課への審査事務の一元化など内部管理事務改

革が進められているところである。

また、平成24年度には関係課による会計事務点検チームを立ち上げ、過去の会計事務に関する不適切事案に対する再発防止策の取組状況と会計事務全体についてチェック体制の点検作業が行われたところである。

その結果、階層別職員研修や会計事務研修の充実強化による法令遵守の徹底や会計事務に関する知識の向上、内部管理事務改革を有効に機能させるため、会計事務に関する情報の共有化の推進、財務会計支援システムの充実、出納局による審査・指導の強化に取り組んでいくこととされている。

については、こうした取組を全庁あげて推進し、会計事務の適正な執行に一層努められたい。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

(1) 電気料金の遅取料金等の発生防止について（各部主管課、出納局）

2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

(1) 物品の管理・処分等の取扱いについて（出納局）

(2) 適正な事務の執行について（政策企画監室、人事課、税務課、漁港漁場整備課、港湾空港課、建築住宅課）

(3) 母子寡婦福祉資金の債権管理について（青少年家庭課）

3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

(1) 支出負担行為の出納機関の確認について（各部主管課、出納局）

平成23年度会計
定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成24年11月発行

島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5443

FAX(0852)22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp